

事務連絡
平成29年3月21日

各 都道府県
指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

裁判官を含む裁判所職員に対する研修等の協力について

平素より発達障害者支援施策の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号）が、平成28年8月1日から施行されております。今般の法改正により、発達障害者支援法第23条において、国及び地方公共団体は、裁判に関する業務に従事する者等に対し、個々の発達障害の特性その他発達障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるための研修を実施すること等が定められました。

これを受け、最高裁判所において、裁判官を含む裁判所職員に対しての研修実施に関して、別添の事務連絡が発出されております。

つきましては、裁判所から発達障害者支援センターに研修の講師派遣要請があった際には、発達障害者支援センターの業務である関係機関等に対する研修として、発達障害者支援センターの職員の派遣や発達障害者地域支援マネジャーの活用など、適切な対応が図られるようお願いいたします。

上記内容をご了知の上、発達障害者支援センターにも周知をお願いいたします。